

平成四年通商産業省令第八十号

計量単位規則

計量法（平成四年法律第五十一号）第六条、第七条、第九条第一項及び附則第七条並びに計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）第七条第一号及び第三号、第十条並びに第十二条第一号の規定に基づき、計量単位規則を次のように定める。

（織度、比重その他の物象の状態の量の計量単位）

第一条 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六条の経済産業省令で定める計量単位及びその定義は、別表第一のとおりとする。

（記号）

第二条 法第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

- 一 法第三条及び第四条に規定する計量単位にあつては別表第二に掲げるもの
- 二 法第五条第一項に規定する計量単位にあつては次に掲げるもの

イ 計量単位令（平成四年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第四条第一号に規定する計量単位にあつては前号に規定する計量単位の記号の直前に別表第三に掲げる記号（以下「接頭語の記号」という。）を付したるもの

ロ 令第四条第二号に規定する計量単位にあつては令別表第五の第二欄に掲げる計量単位の記号中の同表の第三欄に掲げる語の記号の直前に接頭語の記号を付したるもの

ハ 令第四条第三号に規定する計量単位にあつてはロに規定する計量単位の記号の直前に接頭語の記号を付したるもの

ニ 法第五条第二項の規定に基づき令第五条に規定する計量単位にあつては別表第四に掲げるもの

三 法第六条の規定に基づき第一条に規定する計量単位にあつては別表第五に掲げるもの

四 法附則第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

- 2 法附則第五条第一項の規定に基づき令第八条に規定する計量単位にあつては別表第六に掲げるもの
- 二 法附則第六条第一項に規定する計量単位にあつては別表第七に掲げるもの

（特殊の計量に使用する計量器）

第三条 法第九条第一項の経済産業省令で定める特殊の計量に使用する計量器は、法第五条第二項で定める計量単位それぞれについて令第五条に定める特殊の計量以外の計量に使用されないことが当該特殊の計量に使用される旨の表示その他の当該計量器の外観から明らかなるものとする。

（光度）

第四条 令別表第一第七号の経済産業省令で定める光度は、その光源の放射する光を構成する波長毎に別表第八に掲げる分光視感効率を用いて次に掲げる方法により算出する。

一 光源の放射する光のスペクトルが連続スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$$I = K_m \int_{\lambda_1}^{\lambda_2} V(\lambda) I_e(\lambda) d\lambda$$

I は、定めようとする光度を表す値

K m は、最大分光視感効率

V (λ) は、波長 λ の分光視感効率

λ₁ は積分範囲の下限の波長で三百六十ナノメートル

λ₂ は積分範囲の上限の波長で八百三十ナノメートル

I_e (λ) は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長 λ における分光放射強度の値

二 光源の放射する光のスペクトルが輝線スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$$I = K_m \sum V(\lambda) I_e(\lambda)$$

I、K m 及び V (λ) は、前号の場合と同じ

I_e、λ は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長 λ の輝線スペクトルの放射強度の値

λ は、波長三百六十ナノメートルから八百三十ナノメートルまでの範囲の波長

（線質係数）

第五条 令別表第一第六十四号の経済産業省令で定める係数は、別表第九に掲げる線質係数とその他の因子の積とする。

2 前項に規定するその他の因子は、一とする。

（音圧レベルにおける聴感補正）

第六条 令別表第二第六号の音圧実効値に経済産業省令で定める聴感補正を行つて得られる値は、その音を構成する周波数毎に別表第十に掲げる補正値を用いて次に掲げる式により算出する。

$$P = M (P_{n2} \cdot 10^{a_n} / 10) / 2$$

P は、音圧実効値に聴感補正を行つて得られる値

P_n は、周波数 n ヘルツである成分の音圧実効値

a_n は、周波数 n ヘルツにおける補正値

(振動加速度レベルにおける感覚補正)

第七条 令別表第二第七号の振動加速度実効値に経済産業省令で定める感覚補正を行って得られる値は、その振動を構成する鉛直振動の周波数毎に別表第十一に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

$$A_{II} = (M A n^2 \cdot 10 a n / 10) \cdot 1 / 2$$

Aは、振動加速度実効値に感覚補正を行って得られる値

A_nは、周波数がnヘルツである成分の鉛直振動の振動加速度実効値

a_nは、周波数nヘルツにおける補正值

(非法定計量単位による目盛等を付した計量器)

第八条 令別表第二第七号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であつて、別表第十二の中欄又は下欄に掲げる表示を付したもののうち法定計量単位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、経済産業大臣の承認を受けたものとする。

- 一 輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図面の製作又は補修に用いるもの
- 二 国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された国際的基準に従って行う検査に用いるもの
- 三 輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してする検査に用いるもの(前号に掲げるものを除く。)
- 四 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第三条第八号の検査事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行うに際してするその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの(前二号に掲げるものを除く。)

第九条 令別表第三号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

- 一 令別表第一号及び第二号の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が用いる計量器であつて経済産業大臣の承認を受けたもの
- 二 都道府県知事の用いる計量器であつて経済産業大臣に届け出たもの

(輸入された商品)

第十条 令別表第十号の経済産業省令で定める商品は、次のとおりとする。

- 一 半導体製造装置及びその部品
- 二 植物油脂及び加工油脂
- 三 とうもろこし
- 四 豆類及びその調製品
- 五 調製穀粉
- 六 野菜及びその加工品
- 七 果実及びその加工品
- 八 生鮮肉類及び肉製品
- 九 魚類、えび類及びかに類並びにこれらの加工品
- 十 茶、コーヒー及びココアの調製品
- 十一 香辛料
- 十二 めん・パン類
- 十三 菓子類
- 十四 酪農製品
- 十五 加工卵製品
- 十六 ソース
- 十七 調味料関連製品
- 十八 アルコールを含まない飲料
- 十九 食料品のかん詰及びびん詰(他の号に掲げるものを除く。)
- 二十 化粧品(第二十三号に掲げるものを除く。)
- 二十一 歯磨き
- 二十二 化粧石けん
- 二十三 医薬部外品であつて次に掲げるもの
- イ 口中清涼剤
- ロ 腋臭防止剤
- ハ てんか粉類
- ニ 育毛剤

- ホ 除毛剤
- ヘ 染毛剤
- ト 薬用石けん
- チ 薬用化粧品
- リ 薬用歯磨き類
- 二十四 スポン（ジーンズパンツに限る。）
- 二十五 哺乳用具

（ヤードポンド法による目盛を付した計量器）

第十一条 令第十二条第一号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

- 一 令第十二条第一号イに掲げるものにあつては、経済産業大臣の承認を受けたもの（ただし、自衛隊が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たもの）
- 二 令第十二条第一号ロに掲げるものにあつては、自衛隊が武器の一部として用いるもの（そのものが法第二条第四項の特定計量器（以下「特定計量器」という。）である場合にあっては経済産業大臣に届け出たものに限る。）
- 三 令第十二条第一号ハに掲げるものにあつては、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（以下この号において「独立行政法人」という。）又は製造事業者が検査に用いるもの（地方公共団体又は独立行政法人が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たもの）に、製造事業者が用いるものにあつては経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）

附則

- 1 この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第二条（別表第四の血圧の計量の項及び人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量の項の部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。
- 2 計量単位規則（昭和二十九年通商産業省令第四十五号）及び計量法施行法第三条、第六条及び第九条第三項の計量等を定める政令第一条第八号および第三条の四の計量をするための器具、機械または装置等を定める省令（昭和三十八年通商産業省令第五十号）は、廃止する。
- 3 平成九年九月三十日までは、別表第四中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。

附則（平成二年一〇月三二日通商産業省令第二三〇号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十三年三月二二日経済産業省令第三四号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年九月五日経済産業省令第一八九号）

この省令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二五年九月二六日経済産業省令第五〇号）

この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日（平成二五年十月一日）から施行する。

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）	対象の状態の量	計量単位	定義
一	織度	キログラム毎メートル デニール テクス	一メートルにつき一キログラムである織度 キログラム毎メートルの九百分の一 キログラム毎メートルの百分の一
二	比重	（計量単位を付さない） 重ポーム度 日本酒度	物質の質量とその物質の十萬千三百二十五パスカルの圧力の下において同一の体積を有する水の質量に対する比 （前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。） 一から物質の質量のその物質と十萬千三百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数を減じた値の百四十四・三倍 物質の質量のその物質と十萬千三百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数から一を減じた値の千四百四十三倍
三	引張強さ	パスカル又はニュートン毎平方メートル	一平方メートルの初期断面につき一ニュートンの引張強さ
四	圧縮強さ	パスカル又はニュートン毎平方メートル	一平方メートルの初期断面につき一ニュートンの圧縮強さ
五	粒度	メートル	ある物質が通過することができる最小の方形網目又は円形網目の一辺の長さ又は直径が一メートルであるときの粒度
六	力率	（計量単位を付さない）	電力の電力の二乗と無効電力の二乗との和の平方根に対する比

熱伝導率	熱量	流量	質量流量	工率	仕事	動粘度	粘度	応力	圧力	力のモーメント	力	密度	波数	回転速度	周波数	加速度	速さ
ワット毎メートル毎ケルビン	ワット時 ワット秒 ジュール	リットル毎時 リットル毎分 リットル毎秒 立方メートル毎時 立方メートル毎分 立方メートル毎秒	トン毎時 トン毎分 トン毎秒 グラム毎時 グラム毎分 グラム毎秒 キログラム毎時 キログラム毎分 キログラム毎秒	ワット ワット時 ワット秒 ジュール	平方メートル毎秒 ニュートン秒毎平方メートル ニュートン秒毎平方メートル	パスカル秒 ニュートン毎平方メートル ニュートン毎平方メートル	パスカル ニュートン毎平方メートル ニュートン毎平方メートル	ニュートンメートル ニュートンメートル	ニュートン ニュートンメートル	ニュートン ニュートンメートル	ニュートン ニュートンメートル	グラム毎立方メートル グラム毎立方メートル グラム毎リットル	グラム毎リットル グラム毎リットル グラム毎リットル	ヘルツ メートル毎秒 メートル毎時	メートル毎秒 メートル毎時	メートル毎秒 メートル毎時	メートル毎秒
W / (m · K)	W · h W · s J	l / h 又は L / h l / min 又は L / min l / s 又は L / s m ³ / h m ³ / min m ³ / s	t / h t / min t / s g / h g / min g / s kg / h kg / min kg / s	W W · h W · s J	m ² / s N · s / m ² N · s / m ²	Pa · s N / m ² N / m ²	Pa bar N / m ²	Pa N · m	N N · m	N N · m	N N · m	g / m ³ g / m ³ kg / m ³	g / m ³ g / m ³ kg / m ³	m ⁻¹ h ⁻¹ min ⁻¹ s ⁻¹	Hz m / s ²	m / h m / s	m / s

比熱容量	ワット毎メートル毎度	W / (m · °C)
ジュール毎キログラム毎度	J / (kg · K)	
ジュール毎グラム毎度	J / (kg · °C)	
ジュール毎ケルビン	J / K	
ジュール毎メートル	V / m	
ボルト	V	
ボルト	V	
ボルト	V	
静電容量	F	
磁界の強さ	A / m	
起磁力	A	
磁束密度	T	
ウエーバ	Wb / m ²	
ウエーバ	Wb	
ヘンリー	H	
オーム	Ω	
電気のコンダクタンス	S	
インピーダンス	Ω	
電力	W	
電力	J	
ジュール	Ws	
ワット時	Wh	
ワット毎平方メートル	W / m ²	
ワット毎ステラジアン	W / sr	
ルーメン	lm	
カンデラ毎平方メートル	cd / m ²	
ルクス	lx	
ワット	W	
モル毎立方メートル	mol / m ³	
モル毎リットル	mol / l 又は mol / L	
キログラム毎立方メートル	kg / m ³	
グラム毎立方メートル	g / m ³	
グラム毎リットル	g / l 又は g / L	
毎分	min ⁻¹	
毎秒	s ⁻¹	
ベクレル	Bq	
キュリー	Ci	
グレイ	Gy	
グレイ	Gy	
グレイ毎秒	Gy / s	
グレイ毎分	Gy / min	
グレイ毎時	Gy / h	
ラド毎秒	rad / s	
ラド毎分	rad / min	
吸収線量率		
吸収線量		
放射能		
中性子放出率		

濃度	動粘度	粘度	圧力	回転速度	回転速度レベル	振動加速度レベル	音圧レベル	電磁波の減衰量	皮相電力量	無効電力量	皮相電力	無効電力	線量当量率	線量当量	線量当量	照射線量率	照射線量	カーマ率	カーマ																		
体積百分率	体積百分率	体積百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率	質量千百分率																		
vol ppm又はppm	vol %又は%	vol %又は%	ppq	ppt	ppb	ppm	%	%	St	P	atm	r/h又はrph	r/min又はrpm	dB	dB	dB	VAs	VAs	varh	vars	VAr	var	rem/h	rem/min	rem/s	Sv/h	R/min	R/s	C/(kg·h)	C/(kg·s)	R	C/kg	Gy/h	Gy/min	Gy/s	Gy	rad/h

アト	フエムト	ピコ	ナノ	マイクロ	ミリ	センチ	デシ	デカ	ヘクト	キロ	メガ	ギガ	テラ	ペタ	エクサ	ゼタ	ヨタ	接頭語
a	f	p	n	μ	m	c	d	da	h	k	M	G	T	P	E	Z	Y	記号

別表第3 (第2条関係)

ピエツチ	体積千兆分率	体積一兆分率	体積十億分率
pH	volppq又はppq	volpppt又はpppt	volpppb又はpppb

ヨクト	zepto
y	z

別表第4 (第2条関係)

特殊の計量	計量単位	記号
海面又は空中における長さの計量	海里	M又はnm
電磁波の波長、膜厚又は物体の表面の粗さ若しくは結晶格子に係る長さの計量	オングストローム	Å
宝石の質量の計量	カラット	ct
真珠の質量の計量	もんめ	mom
金貨の質量の計量	トロイオンス	oz
航海又は航空に係る角度の計量	点	pt
土地の面積の計量	アール	a
船舶の体積の計量	ヘクタール	ha
航海又は航空に係る速さの計量	トン	T
重力加速度又は地震に係る振動加速度の計量	ノット	kt
生体内の圧力の計量	ガル	Gal
	ミリガル	mGal
	水銀柱メートル	mHg
	水銀柱センチメートル	cmHg
	水銀柱ミリメートル	mmHg
	水柱メートル	mH ₂ O
	水柱センチメートル	cmH ₂ O
	水柱ミリメートル	mmH ₂ O
	トル	Torr
	ミリトル	mTorr
	マイクログトル	μTorr
血圧の計量	水銀柱ミリメートル	mmHg

人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量			
キロカロリー	キロカロリー	キロカロリー	キロカロリー
メガカロリー	メガカロリー	メガカロリー	メガカロリー
ギガカロリー	ギガカロリー	ギガカロリー	ギガカロリー
cal	kcal	Mcal	Gcal

別表第5 (第2条関係)

物象の状態の量	計量単位	記号
織度	キログラム毎メートル	kg/m
	デニール	D
	テクス	tex
比重	重ボーム度	Bh
引張強さ	パスカル	Pa
	ニュートン毎平方メートル	N/m ²
圧縮強さ	パスカル	Pa
	ニュートン毎平方メートル	N/m ²
粒度	メートル	m
屈折度	メートル	m
	ディオプトリ	Dptr又はD
湿度	湿度百分率	%
	セルシウス度又は度	°C
粒子フルエンス	毎平方メートル	m ²
粒子フルエンス率	毎平方メートル毎秒	m ² ・s ⁻¹
	毎平方メートル毎分	m ² ・min ⁻¹
エネルギーフルエンス	ジュール毎平方メートル	J/m ²
	ワット秒毎平方メートル	W・s/m ²

別表第7 (第2条関係)

工率	物象の状態の量計量単位記号
仏馬力	
PS	

熱量	英熱量	Btu
仕事	ポンド	ft・lbf
応力	重量ポンド毎平方インチ	lb f / i n 2
	水柱フット又は水柱フイート	ft H 2 O
	水柱インチ	i n H 2 O
	水銀柱インチ	i n H g
圧力	重量ポンド毎平方インチ	l b f / i n 2
力のモーメント	ポンド	ft・lbf
	ポンド	
	重量ポンド又はフイート重量	

別表第8 (第4条関係)	
波長 (ナノメートル)	分光視感効率
565	0.9786
560	0.9950
555	1.0000
550	0.9950
545	0.9980
540	0.9940
535	0.9914
530	0.9862
525	0.9793
520	0.9710
515	0.9608
510	0.9503
505	0.9407
500	0.9323
495	0.9258
490	0.9208
485	0.9169
480	0.9139
475	0.9112
470	0.9099
465	0.9090
460	0.9080
455	0.9070
450	0.9060
445	0.9050
440	0.9040
435	0.9030
430	0.9020
425	0.9010
420	0.9000
415	0.8990
410	0.8980
405	0.8970
400	0.8960
395	0.8950
390	0.8940
385	0.8930
380	0.8920
375	0.8910
370	0.8900
365	0.8890
360	0.8880

8	8	8	8	8	8	7	7
3	2	2	1	1	0	9	9
0	5	0	5	0	5	5	0
0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.	0.
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	1	2	3	5
4	6	9	3	8	6	7	3
5	4	1					5

備考… 該当値がないときには、補間法によって計算する。

水中の線衝突阻止能線質係数	3.5以下	7	23	53	175以上
	1	2	5	10	20

80	63	31.5	16	8	6.3	4	2	1	周波数(ヘルツ)	備考… 該当値がないときには、補間法によって計算する。
120	118	112	16	10.9	0	0	13	16	別表第11(第7条関係)補正值	

備考… 該当値がないときには、補間法によつて計算する。

別表第十二（第八条関係）

第八条第一号に掲げる計量器機械装置設計用設計	輸檢
第八条第二号に掲げる計量器輸出檢査用	立檢
第八条第三号に掲げる計量器立會檢査用	檢量
第八条第四号に掲げる計量器檢量用	

別表第十三 (第十一条関係)		
第十一条第一項第一号に掲げる計量器	航空用	航
第十一条第一項第二号に掲げる計量器	自衛隊用	武器